

久慈市立宇部中学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、滞在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが必要である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりにあふれ、情操豊かな人」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があつても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。また、インターネット上のいじめは名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

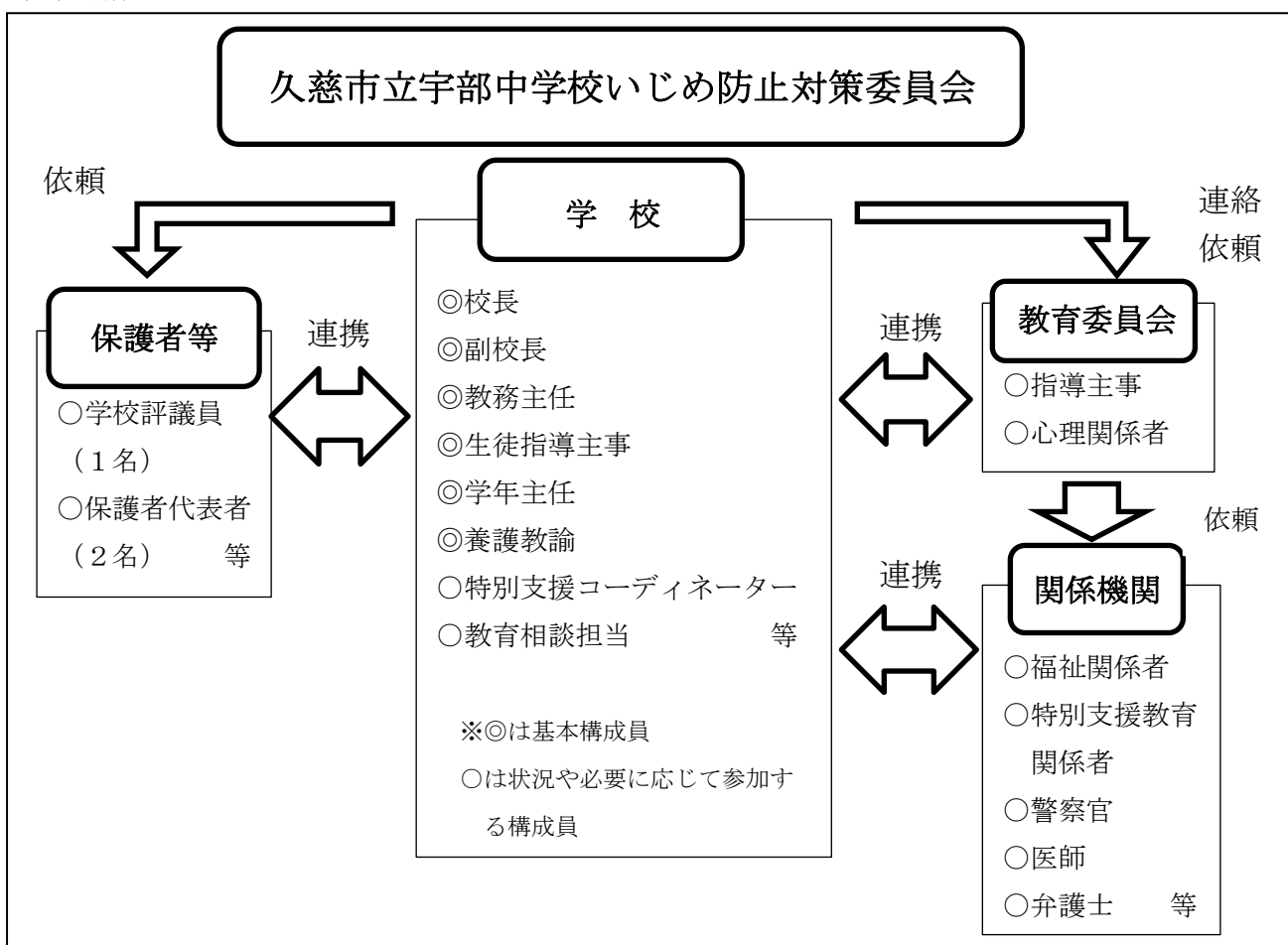
- (1) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動の充実に努めるとともに、集会で「いじめ防止」を取り上げる。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

本校では、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置事項的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成



(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育との関連）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

5月と2月の2回開催し、いじめ（いじめの疑いも含む）事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) いじめの解消：収束として3ヶ月経過をめやすとする。

3 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取組
- (2) いじめ防止用語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組
- (4) いじめの問題にかかわる討論会の実施
- (5) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針の骨子を学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの会議の機会をとらえ、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 学校評議員会議で本校のいじめの実態について報告する。
- (6) P T A通信等で友達関係についての保護者の考えや思いを紹介する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する行内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年2回(6月、10月)
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回(7月、11月)

III いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒は信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する。)
- (3) いじめは大人の見えない所で行われるため、授業中とはもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのようにみえるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。

(5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。

(6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

(1) 児童生徒を対象としたアンケート調査 年5回(5月、7月②、12月、3月)

(2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(7月、12月)

(3) 教育相談による全員の生徒からの聞き取り調査 年3回(7月、12月、2月)

3 紹介窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応についての細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口及び各種関係機関の相談窓口は下記のとおりである。

○日常のいじめ相談(生徒及び保護者)・・・・・・・・・・全教職員が対応

○スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・年16回

○地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・副校長

○インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・学校 または

久慈警察署生活安全 0194-53-0110

〈各種関係機関相談窓口〉

○久慈市ふれあい電話 久慈市教育委員会・・・・・・・・0194-52-2155

あすなろ塾・・・・・・・・0194-53-2610

○岩手県ふれあい電話 県北教育事務所・・・・・・・・0194-53-4991

○岩手県立総合教育センター(ふれあい電話)・・・・・・・・0198-27-2331

○岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・・・・・・019-623-7830

メール相談アドレス・・・・・・・・fureai@pref.iwate.jp

○全国共通24時間いじめ相談ダイヤル・・・・・・・・0570-078310

○自殺予防いのちの電話(全国)・・・・・・・・0120-783-556

○子どもの人権ホットライン・・・・・・・・0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え

(1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。

(2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

(3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒に人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

(4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、またいじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、久慈市教育委員会及び久慈警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

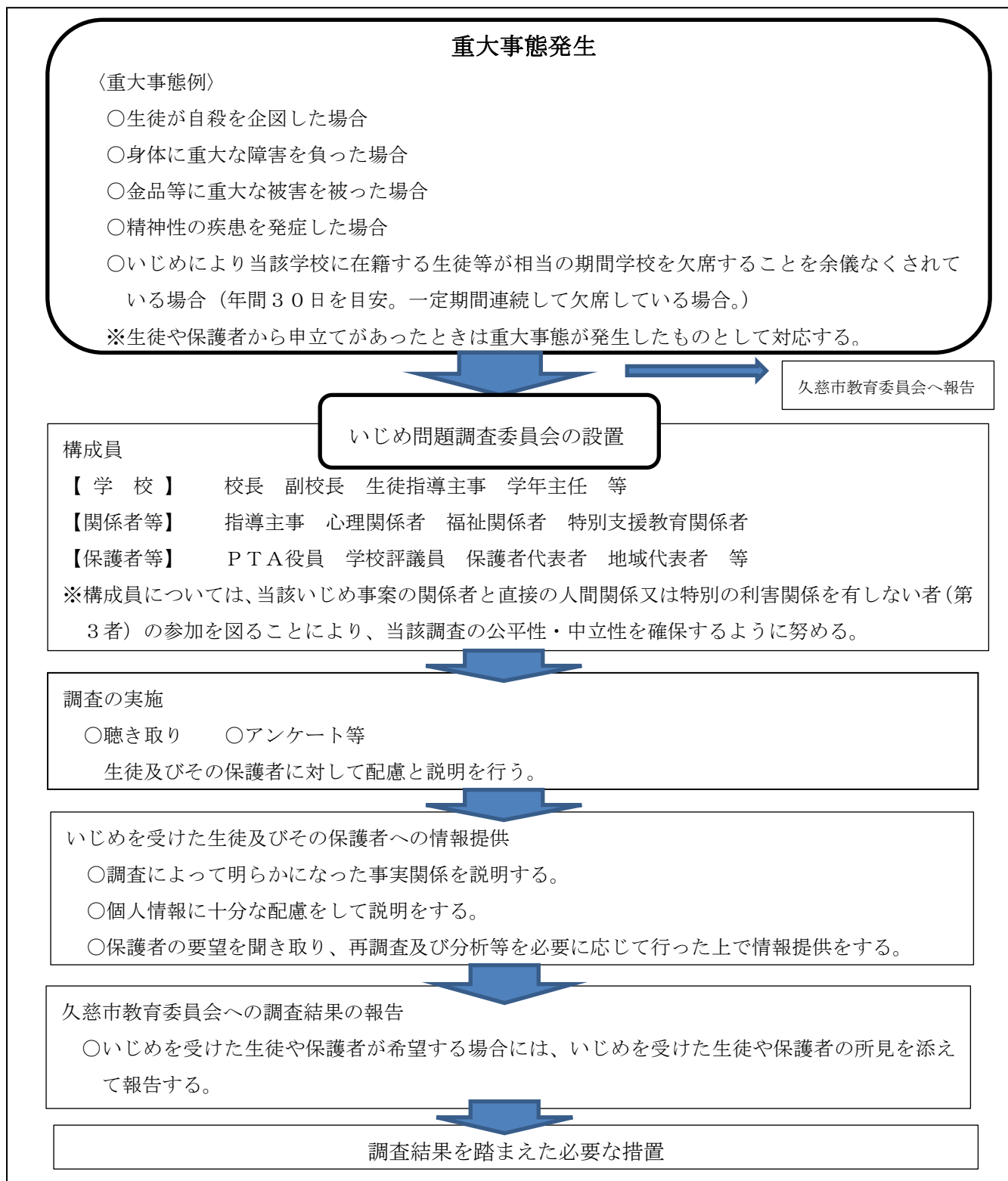
- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、久慈市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは、直ちに久慈警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ※なお、児童生徒や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事項ととらえるものである。

2 重大事態への対処（学校が調査の主体となる場合）



3 重大事態への対処（久慈市教育委員会が調査の主体となる場合）

久慈市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

VI いじめの防止のための年間計画

月	職員会議等	防止対策	早期発見
4	いじめ防止対策委員会 ・基本方針 ・活動計画 PTA総会及び学級懇談会 における保護者啓発	基本的学習習慣づくり 生徒総会	家庭訪問 SC教育相談（年16回）
5		運動会等の取り組みによる人間関係づくり 思いやりを育む道徳授業の実施	いじめアンケート（生徒）
6	いじめ防止校内研修会	いじめ防止運動（生徒会） 情報モラル授業の実施	心理検査
7	自己診断	環境ボランティア活動	いじめアンケート（生徒） 学校評価アンケート （保護者・生徒） 個別面談
8			
9		諸活動の取り組みによる人間関係づくり	
10	いじめ防止校内研修会	生徒総会 いじめ防止運動（生徒会）	
11		文化祭等の取り組みによる人間関係づくり	
12	自己診断		学校評価アンケート （保護者・生徒） 個別面談
1			
2	いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度計画		個別面談
3		3年生を送る会	いじめアンケート（生徒）

◎ 事案発生時の対策会議の招集

日常の観察

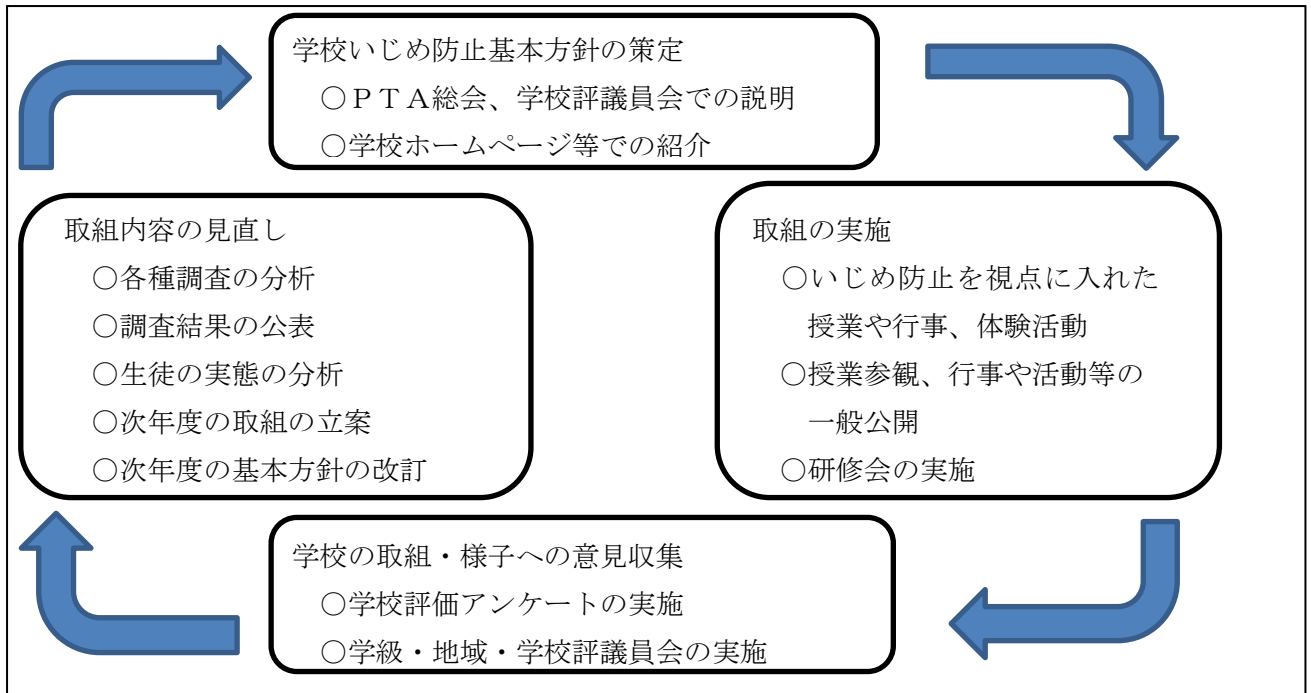
VII 学校評価

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

2 学校の取組の検証体制



VIII その他

1 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。